

網使用料算定根拠
(東日本コストに基づく接続料)

目 次

I .算定手順	2
II .料金の設定	3
(別紙) 割引率の算定	5

I. 算定手順

・ 光信号主端末回線（複数年段階料金）

料金の設定に使用した単金

平成24年3月29日認可
加入者光ファイバ算定根拠
(光信号主端末回線)

接続料金

端末回線伝送機能
(光信号主端末回線)
複数年段階料金

<開通後1年目>
(平成24年度適用)

平成24年度適用の通常メニュー料金 × (1+割引率(▲19.4%))

<開通後2年目>
(平成25年度適用)

平成25年度適用の通常メニュー料金と同一

<開通後3年目>
(平成26年度適用)

平成26年度適用の通常メニュー料金 + 割引額 × (1+利率)²



II. 料金の設定

・光信号主端末回線(複数年段階料金)

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,013	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成24年度適用料金
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	585	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,428	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	2,986	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成25年度適用料金

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.31%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	600	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	600	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,013	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成24年度適用料金
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	585	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,428	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	2,986	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成25年度適用料金

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.31%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	600	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	600	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の ウ アイ以外のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,099	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ウ) (ア)(イ)以外のもの の平成24年度適用料金
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	601	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,498	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のウ アイ以外のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,071	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のウ(ア)(イ)以外のもの の平成25年度適用料金

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.31%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	617	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	617	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,428	①のa. より

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,986	①のb. より

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	600	①のc. より

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,428	①のd. より

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,986	①のe. より

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	600	①のf. より

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,498	①のg. より

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,071	①のh. より

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	617	①のi. より

(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1)メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成24年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,247	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のものの(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	3,013	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 保守の区別がタイプ1-1のもの 平成24年度適用料金
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	274	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り。))を利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	51	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するものイ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	3.1	②÷((①+④)-(③+⑤))

(2)割引率の算定

区分	平成24年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	4,670	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	24,104	(1)の②×8
③割引率 (%)	19.4%	①÷②